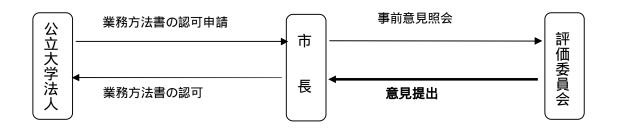
都留市公立大学法人評価委員会の業務内容

,	項 目	業務内容	根 拠
市長が承認等する際に評価委員会の意見を聴くもの	業務方法書	・法人が作成した業務方法書の認可をしようとする際の意見	法第 22 条第 3 項
	中期目標	・市長が中期目標を定め、又は変更しようとする際の意見	法第 25 条第 3 項
	中期計画	・法人が作成した中期計画の認可をしようとする際の意見	法第 26 条第 3 項
	中期目標期間終 了時	・市長が、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方な ど業務全般にわたる検討を行う際の意見	法第 31 条第 2 項
	財務関係	・財務諸表を承認しようとする際の意見	法第 34 条第 3 項
		・毎事業年度の残余の額を、翌事業年度の中期計画で定める 剰余金の使途に充てることを承認しようとする際の意見	法第 40 条第 5 条
		・中期目標期間最後の事業年度にかかる積立金を、次期中期 目標期間の財源に充てることを承認しようとする際の意見	法第 40 条第 5 条
		・法人が短期借入金の限度額を超えて短期借入をすることを 認可しようとする際の意見	法第 41 条第 4 項
		・法人が短期借入金を当該事業年度内で償還できないとき、 借り換えることを承認しようとする際の意見	法第 41 条第 4 項
		・法人が条例で定める重要な財産を処分することを認可しよ うとする際の意見	法第 44 条第 2 項
		・各事業年度に係る業務の実績に関する評価	法第 28 条第 1 項
法人の業務実績 に関する評価		・中期目標期間における業務の実績に関する評価	法第 30 条第 1 項
		認証評価機関の教育及び研究の状況に ついての評価を踏まえる	法第 79 条
		・法人に対する評価結果の通知及び業務運営の改善その他の 勧告	法第 28 条第 3 項 法第 30 条第 3 項
		・法人に対する評価結果の通知に係る事項・勧告内容を市長 に報告し、公表	法第 28 条第 3 項 法第 30 条第 3 項
市長への意見の 申し出		・法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に関す る意見の申出	法第 56 条

市長が承認等する際に評価委員会の意見を聴くもの

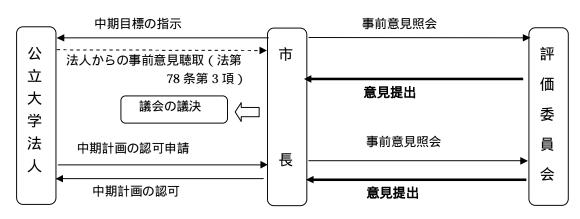
業務方法書の認可

(法第22条)

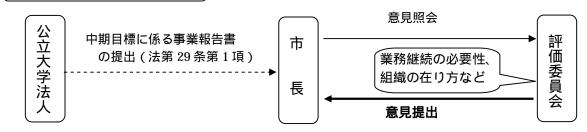


中期目標・中期計画の策定

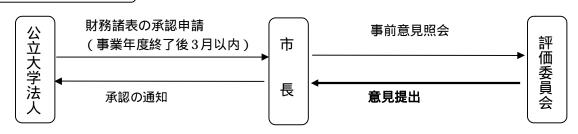
(法第25条、第26条、第78条)



中期目標期間終了時の検討 (法第31条)

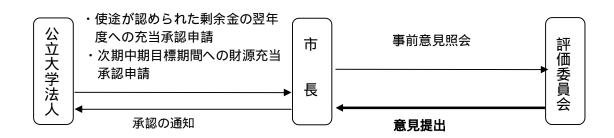


財務諸表の承認 (法第34条)



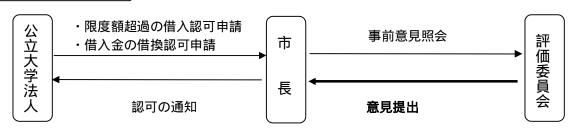
残余利益の充当

(法第40条)



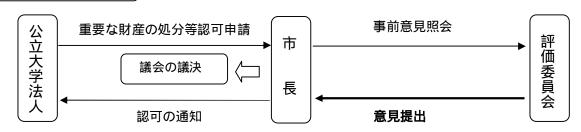
短期借入金の認可

(法第41条)



財産の処分等制限

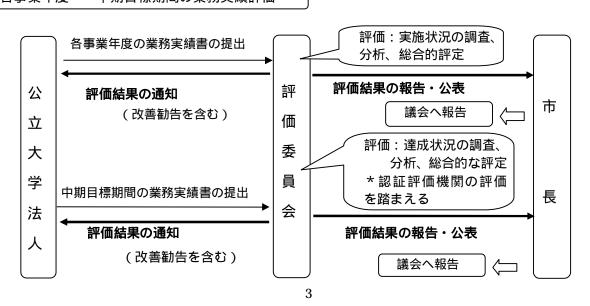
(法第44条)



法人の業務実績に関する評価

・各事業年度 ・中期目標期間の業務実績評価

(法第28条、第30条、第79条)



市長への意見の申し出

役員の報酬等

(法第56条、第48条、第49条)

